一般財団法人長崎県浄化槽協会

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業細則

（趣旨）

第1条　この細則は、一般財団法人長崎県浄化槽協会単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施工業者の要件）

第2条　要綱第6条に規定する施工業者とは、次の各号をすべて満たす者とする。

1. 一般財団法人長崎県浄化槽協会の会員である者
2. 過年度の年会費の未納がない者
3. 浄化槽設備士の資格を有し、県への登録又は届出を済ませている者

（助成金の支払）

第3条　助成金は、助成金交付申請書兼実績報告書・請求書（要綱の様式第1号）の提出後、不備がない場合、書類審査が終了した月の翌月までに申請者に支払うものとする。

（不利益処分）

第4条　第2条の規定に違反した場合、当該施工業者に係る申請を次年度以降3年間停止する。

附　則（令和5年3月30日細則）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和6年4月1日細則）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。